#### 第6節 地球環境

地球温暖化防止やオゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境保全は、市民からの行動、地域からの行動が基本です。そのため日常生活や事業活動を見直すことから環境への負荷の低減に取り組み、その行動の輪を広げていきます。

# 1 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画 (第2次)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成15年3月奈良市自らが事業者・消費者としてその事務及び事業を行うに際し、率先して行うための「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画」を策定し、奈良市全職員が共通の認識のもと、温室効果ガスの削減にむけ積極的に取り組み、基準年度である平成13年度と比較して、平成18年度には、「4.8%」の削減目標に対し、5.9%削減することができました。



現計画が平成 19 年度で終了することに伴い、なお、一層、温室効果ガスの削減にむけ、平成 18 年度を基準年度とし、新たに 3%の削減目標を揚げ、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第 2 次)を策定しました。

## 2 夏のエコスタイルの実施について

省エネルギーによる地球温暖化防止を目的に、平成14年度から市役所の全職場におきまして、6月1日から9月30日まで「夏のエコスタイル」を実施しています。実施期間中は、市の施設では冷房の目安を28℃に設定し、ホール等の公共施設でも冷房が過度にならないように温度調節に努めています。また、職場において職員は暑さをしのぎやすい軽装(ノー上着、ノーネクタイ)で勤務しています。

#### 3 酸性雨調査

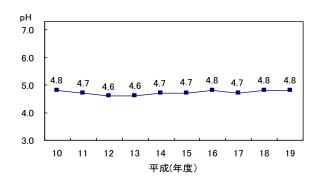
酸性雨とは、主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸性雨原因物質から生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い (pH5.6以下のもの) 雨、霧、雪(「湿性沈着」という) や、晴れた日でも風に乗って沈着する粒子状(エアロゾル) あるいはガス状の酸(合わせて「乾性沈着」という)を合わせたものをいいます。湖沼・土壌・森林等が酸性化し、魚類・樹木・文化財等に衰退や崩壊を助長するなどの影響を及ぼす広域的な現象です。その対策等については、国際的な取り組みが必要とされています。

平成19年度環境検査センターで測定した結果は、年間平均値がpH4.8でした。

#### 酸性雨ろ過式採取装置法

採取装置で1週間連続して降雨とばいじんを採取し、ろ過した雨水についてpH、EC、及び各イオン成分等をイオンクロマトグラフ等で分析します。

# (図-2, 36)酸性雨の経年変化



#### 4 低公害車の導入

これまで保有していました電気自動車「地球号」の後継車として、排出ガスがクリーンであり、地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量も少ない、人と地球にやさしい天然ガス自動車「地球号」を平成17年度に導入し、環境パトロール・各種イベント・ポイ捨て防止啓発活動などに使用しています。また、ハイブリッド車9台、天然ガス車46台、低燃費かつ低排出ガス認定車23台を導入するなど、低公害車の導入に努めています。

# 5 ならマイカーひとやすみデー

自動車社会の急速な進展に伴う交通渋滞対策として、平成5年度から毎月20日を「ならマイカーひとやすみデー」と定め、①鉄道などの大量輸送機関の利用 ②通勤における相乗りの奨励 ③歩いて行ける場所への自動車利用の自粛等の運動を提唱し、うるおいのある安全で快適な社会を目指しています。

## 6 奈良市アイドリング・ストップに関する条例

自動車からの排気ガスは、大気汚染・地球温暖化の原因となり、歴史的文化遺産や自然環境への影響も懸念されています。

そこで、世界遺産周辺をアイドリング・ストップ促進重 点区域に指定し、この区域での駐車時の不必要なエンジン の稼動を停止することにより、少しでも自動車の排気ガス を減らし、市民の生活環境及び文化財を保全する目的で、 「奈良市アイドリング・ストップに関する条例」を平成12 年4月から施行しました。



また、これらの区域でのアイドリング・ストップを実践してもらうために、春日大社・薬師寺の駐車場に乗務員休憩所を設置しています。

## 7 アイドリング・ストップ宣言キャンペーン

自動車の駐車時における不必要なエンジンの稼動の停止は、大気汚染防止、地球温暖化防止、貴重な文化財の保護にもつながります。そこで、各種イベントの際には、アイドリング・ストップ等環境にやさしい取り組みの宣言書の受付を行っています。

#### 8 パークアンドバスライド・サイクルライド

春・秋の観光シーズンには、東大寺、興福寺等奈良公園 周辺の道路に発生する交通渋滞の緩和及び環境保全対策の 一つとして、同時期の日曜日・祝日に市役所の駐車場を開 放して、パークアンドバスライド・サイクルライドを行っ ています。



#### 9 オムニバスタウン

平成12年12月26日に国(国土交通省・警察庁)より、平成16年度までの5ヶ年を「オムニバスタウン」として、近畿地方で最初の指定を受けました。

オムニバスタウン計画に基づいて「人・まち・環境にやさしい」バスの社会的意義を最大限に発揮した「まちづくり」を推進することによって、市内の交通渋滞・大気汚染・騒音など交通に起因する環境負荷から、世界遺産をはじめとする数多くの文化財や豊かな自然を守るとともに、全ての人が安全で快適に利用しやすい交通環境の向上施策に取り組みました。

現在、事業期間終了後においても、オムニバスタウンの意義を生かし、各施策を継続して実施しています。

#### 10 市民環境講座

平成19年度は"地球にやさしい暮らし講座"というテーマをかかげ、講師にNPO法人 奈良ストップ温暖化の会の会員を迎え、地域密着型の出前講座を中心とし、将来的に最も必要で効果的な幼稚園・小学校等のPTAなどを対象に、年7回開催し、延べ381名の参加がありました。

## 11 「大気汚染防止推進月間」及び「地球温暖化防止月間」

12月は暖房や車の排ガス、冬期特有の気象状況「逆転層」により、空気が一年で一番汚れているといわれています。また平成9年度に地球温暖化防止京都会議が開催されたのを受けて、平成10年度から12月を地球温暖化防止月間とするよう制定されました。

そこで、12月が「大気汚染防止推進月間」及び「地球温暖化防止月間」であることを周知し、大気汚染防止ならびに地球温暖化防止の意識高揚を図るため、「奈良しみんだより」により啓発を行い、また奈良市役所と西部公民館において、それぞれ約1週間ずつ啓発パネルを展示しました。

## 12 「環境の日」及び「環境月間」

6月5日は環境の日です。これは、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」が「環境の日」を定めています。さらに、わが国では、当時の環境庁の主唱により、6月の一ヶ月間を「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われています。



奈良市でも、平成19年度は6月6日に近鉄奈良駅周

辺において、環境にやさしいライフスタイル及び身近な環境配慮の実践を呼びかけるため、啓発活動を実施しました。また、奈良市役所と西部公民館において、それぞれ約1週間ずつ啓発パネルを展示し、「奈良しみんだより」においても啓発を行いました。